

東京圏

東京

神奈川

埼玉

千葉

から

沖縄・伊江村 6移住で

地方での就業等

地方での起業

起業支援金 最次200万円 起業に要した経費の1/2 最大200万円

> 対象要件は 裏面を確認ください

18歳未満の家族と移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算





"伊江村移住支援金"の申請は 以下の要件を満たすことが条件となります。

1.移住元に関する主な要件

・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内 に在住又は東京圏のうちの 条件不利地域以外の地域に在住し、 東京23区内へ通勤していたこと



- ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または通勤していたこと
- ※条件不利地域一覧 [東京都]檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村/[神奈川県]山北町 真鶴町 清川村/[埼玉県]秩父市 飯能市 本庄市 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀞町 小鹿野町 東秩父村 神川町/[千葉県]館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 富津市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 東庄町 九十九里町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
- ・東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者について は通学機関も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

2.転入先に関する主な要件

- 1.移住支援金の申請時に、伊江村に住民票を移して**転入後1年以内**であること(事業開始(令和5年11月8日)以降の 転入した方が対象)
- 2.移住支援金の申請日から5年以上、伊江村に継続して居住する意思があること など
- ※3年未満で伊江村から転出した場合、移住支援金の全額返還となります。
- ※申請日から3年以上5年以内で伊江村から転出した場合、移住支援金の半額返還となります。

3.仕事【就業・テレワーク・関係人口・起業】に関する主な要件

就業の場合

- 1.就業先が、沖縄県のマッチングサイトに掲載している求人であり、勤務地が沖縄県内に所在すること。
- 2.就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。 また当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- 3.週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 4.求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- 5.転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

テレワークの場合

- 1.所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元における業務を引き続き行うこと。
- 2.内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、**所属先企業等から当該移住者に 資金提供されていない**こと。

関係人口の場合

伊江村の人々と関わりを有する者のうち、転入時に**50歳未満**であって、次の**1.2.3**の要件のすべてに該当。 さらに**4.5.6**の要件のいずれかに該当すること。

- 1.伊江村が認定した事業者にあらたに常用雇用された方、又は村内で新たに事業を営む者。
- 2.移住希望者として村内に宿泊し、かつ移住窓口にて相談をしたことがある者。
- 3.地域活動に今後5年以上積極的に参加すること。
- 4.本村の移住体験プログラム等に参加経験があること。
- 5.本村に2年以上ふるさと納税している者。
- 6.本村に以前住んだことがある者、本村に3親等以内の家族がいる者、本村に通学したことがある者の全てに該当していること。

起業の場合

沖縄県スタートアップ起業支援事業実施要領に定める起業支援金の**交付決定を受けて1年以内**であること。

※虚偽の申請等をした場合、1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合、起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合、いずれも移住支援金の全額返還となります。

申請書の受付は各年度4月~2月末まで 上記以外の要件については、伊江村役場ホームページにてご確認ください。

事業の詳細・申請書の ダウンロードは こちらから



伊江村 企画課 ② 0980-49-5812

〒905-0592 沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地